入院基本料・DPC対象病院・食事療養等 について

■ 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■ 当院は、急性期病院Ａ一般入院料の届出を行っており、日勤・夜勤あわせて入院患者７人に対して１人以上の看護職員を配置しております（看護職員１人当たりの受け持ち数につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください）。 また、入院患者２５人に対して１人以上の看護補助者を配置しております。

■ 当院は、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意志決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

■ 当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算するＤＰＣ対象病院となっております。

＊医療機関別係数　1.5717
【 基礎係数 1.0583 ＋ 機能評価係数Ⅰ0.4019 ＋ 機能評価係数Ⅱ0.0791 ＋ 救急補正係数 0.0324 】

■ 酸素の購入単価

定置式液化酸素貯留(CE) 0.05 円/ℓ	小型ボンベ(3,000L 以下) 2.31 円/ℓ

■ 入院食事療養費Ⅰ

管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後６時以降)適温で提供しています。

＊食事療養の患者さま負担額

①	一般の方	一食につき　550円
②	難病患者、小児慢性特定疾患の方(③以外の方)	一食につき　330円
③	市町村民非課税世帯に属する方等(④以外の方)	一食につき　270円
	(過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合)	(一食につき　220円)
④	③のうち、所得が一定の基準に満たない 70 歳以上の方等	一食につき　130円

令和 8 年 11 月 1 日　福島赤十字病院長